

琉球大学教育学部附属中学校教育後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、琉球大学教育学部附属中学校教育後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を琉球大学教育学部附属中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、琉球大学教育学部附属中学校(以下「附属中学校」という。)における附属中学校教育、研究、活動及びPTA活動の維持、向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 生徒の文化、体育面の教育振興並びに福祉、厚生に関すること。
- 3 学校施設設備の整備、改善、充実に関すること。
- 4 学校事業の後援に関すること。
- 5 PTA活動の援助に関すること。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員、役員及び事務職員

(会員)

第5条 本会は、附属中学校生徒の保護者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名
- 4 理事 22名
- 5 監査員 2名

(会長)

第7条 本会の会長は、会員の中より前年度理事会の推薦を受け、総会にて承認する。

- 2 会長は、本会の会務を総括し、本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、附属中学校のPTA会長、副会長があたる。但し、教師代表を除く。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、附属中学校PTA評議員をもつてこれにあたる。但し、教師代表を除く。

- 2 理事は、理事会を組織し、本会則に基づいて本会に必要な事項を議決し執行する。

(監査員)

第10条 監査員は、附属中学校PTA監査員があたる。但し、教師代表を除く。

- 2 監査員は、10月もしくは11月、及び4月に本会会計の監査をしなければならない。
 - (1) 2回の監査時には、必ず監査員全員、会長及び副会長と合同の上、各帳簿と通帳を精査するものとする。
 - (2) 監査員は、本会の予算執行にあたっての会計処理等について、それらが妥当なものでないと判断したときは、会計処理等の事務適正化に関して会長に勧告しなければならない。
 - (3) 会長は、前項の監査員の勧告については、これを尊重するものとする。

(任期)

第11条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱し、その任期は当該役員として任期中存在するものとする。

(書記・会計)

第13条 本会の事務を処理するため書記・会計を置く。

2 書記・会計には、附属中学校PTA及び教育後援会に係る事務職員の雇用細則に基づき、手当を支給する。

第4章 会議

(理事会)

第14条 理事会は、会長が招集する。但し、会長は在任理事数の2分の1以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して、召集の要求のあったとき、または校長から要請があったときは、理事会を招集しなければならない。理事会の議長は、会長とする。

2 緊急を要する場合は、理事会をもって総会にかえることができる。但し、会長は次期総会において報告しなければならない。

3 監査員は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(議事)

第15条 総会及び理事会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会は、必要に応じて学校側の出席を求めることができる。

(召集)

第16条 総会は、年1回学年初めに会長が召集する

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、その事項に限りこれを召集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会員の中から総会毎に若干名これを選任する。

(総会)

第18条 次の事項は、総会に提案してその承認を得なければならない。

2 事業計画及び収支予算に関すること。

3 事業報告及び収支決算に関すること。

4 その他、理事会において必要と認めた事項に関すること。

(通知)

第19条 総会の議事の要項及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第20条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成する。

第5章 会計

(会計)

第21条 本会の事業遂行に要する費用は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第22条 本会会員の会費は、年額13,600円とする。

(入会金)

第23条 本会会員の入会金は、生徒1人あたり10,000円とする。

(現金)

第24条 本会の現金は、理事会の議決によって、普通預金または定期預金として会長が保管する。

(返却)

第25条 既納の会費は、これを返金しない。

(特別会計)

第26条 学校周年事業、九附連関係事業、その他の事業資金及び緊急を要する諸経費にあてるため、特別会計を設ける。

2 本会入会金を特別会計収入にあてる。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 奨学寄附金

(寄附金)

第28条 本会は、第4条第4号の事業を助成するため、別途奨学寄附金を募る。

2 奨学寄附金は会員の任意によるものとし、納入方法は別に定める。

3 収納した奨学寄附金は「附属中学校教育助成」として、本会会長名で琉球大学に寄附を行うものとする。

第7章 雑 則

(改廃)

第29条 本会則の改廃は、総会の承認を経なければならない。

(細則)

第30条 本会会則の施行に必要な細則は、理事会の議決を得て別に定める。

附則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。